

保育サービスの負担額の現状と課題

1 現在の認可保育所の運営費と保育料のしくみ

- (1) 認可保育所の運営費について・・・(平成 26 年度第 5 回審議会資料 5)
- (2) 認可保育所の保育料について・・・(〃)

2 福生市の認可保育所保育料改定の経緯

福生市では、昭和 60 年に福生市保育所措置費調査専門委員会から答申を受け、国の徴収基準額の 60%を保護者負担とするものであったが、保護者への急激な負担増を考慮し、昭和 61 年から平成 7 年までの間、6 回にわたり改定を行った。

平成 14 年度は所得税額の 2 割を特別減税として税額より控除されたことにより、保育料が値上げとなるため、保護者負担を国基準 52.7%とする改定を行うとともに、少子化社会への対応として、全階層で第 2 子を半額に軽減し、第 3 子目は 9 割軽減とした。

平成 19 年度の税制改正により、所得税率が 10%から 5%に減税された。このため、所得税額で算定をしている保育料は実質値下げとなることから、26 市中 20 市が、20 年度、21 年度に保育料改定を行った。

しかしながら、福生市では保護者の経済的負担の軽減を図るため、現在に至っている。

これらの経緯もあり、平成 24 年度の福生市の国の徴収基準に対する負担割合は 43.7%と 26 市で最も低くなっている。(26 市の負担割合の平均は 49.2%) (資料 4)

3 新支援制度における利用者負担額 (平成 26 年度第 5 回審議会資料 6)

4 認定こども園、認証保育所の利用者負担額の現状

福生市には認証保育所が 2 園、幼稚園型認定こども園が 1 園設置されており、年間延 716 人 (平成 25 年度) が通所している。また市外の認定こども園、認証保育所にも年間延 355 人が通所している。

認定こども園、認証保育所は利用者と事業者との直接契約となっており、保育料は認可保育所とは異なり基本的には、年齢や保育日数、時間に応じて事業者が設定しており応能負担である認可保育所とは大きな違いがある。(市内認証保育所 A 園の例 1 歳 40 時間 42,500 円)

福生市では、認可外保育施設利用世帯の経済的な負担を緩和し、また認可保育所を利用している世帯と認可外保育所を利用している世帯負担の公平を図る

ため、認可保育所に入園した場合の保育料と、認可外保育所に支払っている保育料との差額を 38,000 円を限度額に補助を行っている。

なお、新制度では認定こども園、定員 19 人以下の小規模保育事業は認可保育所と共通の給付を受けることとなり、利用者負担額も認可保育所と同様市が定め、市民税額に応じた額となる。

5 幼稚園の利用者負担額の現状

幼稚園の保育料は施設が定める額とされている。市内には 4 園の私立幼稚園があり、3 歳児では月額 23,000 円から 26,000 円、5 歳児では 22,000 円から 24,500 円となっている。また入園料が 75,000 円から 80,000 円で設定されていることも認可保育所と異なる点である。

保護者には国と市の負担による「就園奨励費補助金」と、都と市の負担による「保護者負担軽減事業補助金」を所得に応じて交付されており、幼稚園の保育料負担は実質認可保育所と同じく応能負担となっている。第 2 子は半額、第 3 子について実質無料となっていることも保育所と共通する点である。

新制度においての利用者負担額は保育所と同様市が定め、市民税額に応じた額となる。

6 認可保育所の事業費

認可保育所の平成 25 年度の総事業費は、1,947,908,000 円となっており、認可保育所運営費は、国、都、市の負担でまかなわれている。

認証保育所、認定こども園に対する運営費については都と市で 1/2 ずつ負担している。

認可保育所運営費財源内訳

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育料	212,704	214,341	221,362	196,543	193,115	179,416	179,495	183,255	204,440
保育料市肩代り分	204,384	202,384	198,532	231,496	241,085	234,025	231,198	235,929	257,657
国負担金	205,169	280,054	295,036	305,269	322,454	330,582	333,545	344,979	360,947
都負担金	102,584	140,027	147,517	152,634	161,226	165,291	166,772	172,489	180,473
市法定負担分	245,953	140,027	147,517	152,634	161,226	165,291	166,772	172,489	180,473
国基準分運営費(A)	970,794	976,833	1,009,964	1,038,576	1,079,106	1,074,605	1,077,782	1,109,141	1,183,990
国・都補助金	300,552	258,317	283,787	296,817	293,522	279,748	266,469	262,880	275,874
その他市負担分	457,723	474,376	440,465	427,828	415,406	405,316	425,340	418,399	488,044
雑入	18,963	7,986	6,677	5,233	2,312	1,791	308	1,002	0
その他運営費計(B)	777,238	740,679	730,929	729,878	711,240	686,855	692,117	682,281	763,918
総事業費(A+B)	1,748,032	1,717,512	1,740,893	1,768,454	1,790,346	1,761,460	1,769,899	1,791,422	1,947,908

※平成 25 年 4 月に公立保育園 1 園を民営化、1 園を新たに認可し、定員が 80 人増となったため、平成 25 年度の総事業費は増額した。

7 福生市における保育料基準額表（資料5）と階層の状況

（1）基準額表の階層について

現在の福生市保育料基準額表は所得に応じ、A階層（生活保護世帯）、B階層（住民税非課税世帯）、C1～C3階層（市民税課税世帯）、D1～D20階層（所得税課税世帯）の25階層に区分されており、3歳未満児の保育料は無料から47,000円、3歳児以上は無料から27,100円の設定になっている。

さらに兄弟が同時在園の場合、第2子の保育料については第1子の50%としている。さらに第3子ではすべての階層で無料としている。

（2）保育料全額免除世帯（資料6）

住民税非課税世帯の保育料は、国の徴収基準額は3歳未満児は9,000円から19,500円、3歳以上児は6,000円から16,500円となっている。一方、現行の福生市の保育料徴収基準では、住民税非課税世帯の保育料は無料となっている。

また、住民税非課税のB階層は全体（15,295人・平成25年度）の14.7%（2,262人）と全階層の中で一番多い。